

安全のためのしおり

職場を安全に過ごすための心得
(教職員用)



国立大学法人 奈良教育大学

目 次

事故・事件等緊急対応マニュアル（リスクマネジメント）

第1章 日常の心得

第2章 病人・けが人への対応

第3章 火災への対応

第4章 地震への対応

第5章 台風・集中豪雨等への対応

第6章 不審者への対応

第7章 交通事故への対応

第8章 盗難への対応

第9章 アルコール(酒類)への対応

第10章 もしも事故が起こったら 一応急手当一

参考資料 留学生のためのガイドブック

Guidebook for International Students

国立大学法人奈良教育大学防災規則（抜粋）

※ 化学薬品、危険物、生物材料、電気、重量物、機械工作、調理、放射線等の取扱については、「安全のためのしおり」(特別な業務に携わる方へ)に記載

災害・事故等緊急対応マニュアル(リスクマネジメント)

緊急時の対応

●緊急時の対応

- * 緊急連絡網により教職員に連絡し、速やかに担当場所に集合する。
- * 担当課以外が連絡を受けたときは、速やかに担当課に連絡する。
- * 担当課から応援等の要請があったときは、教職員は速やかに対応する。
- * **必要により非常災害対策本部、自衛防災隊又は緊急事態等対策会議、緊急事態等対策本部を設置。**

●主な担当課

主に人的な被害のとき

- ① 学生(留学生含む) 学生支援課、教務課(正課中のときは、学生支援課と連携)
- ② 教職員 総務課、附属学校園
- ③ 園児、児童、生徒 附属学校園、総務課

主に火災、地震その他異常な自然現象により生ずる被害のとき

- ① 火災 財務課、施設課
- ② 地震その他異常な自然現象 総務課、財務課、施設課

●日常対策

- * 担当係の電話は「ワチュウ」がないよう、課内での自動転送を可能とする。
- * 課及び講座内で緊急連絡網を作成する。

* 勤務時間中

- * 学内で発生 ⇒ 速やかに現場に急行し、対応する。
- * 学外で発生 ⇒ 速やかに情報収集を行い、必要があれば現場に急行し対応する。

* 勤務時間外

- * 緊急連絡網により課員に連絡し、速やかに担当課に集合する。

【レベル1～】 軽微な災害、事件・事故のとき

1 関係者への連絡

- ① 学長、理事、校長、事務局長等に概要を報告し、指示を受けて対応する。
※ 必要により、緊急事態等対策会議、緊急事態等対策本部、現地対策室を設置。
- ② 現場に向く指示があったときは、情報入手し、内容を指示したうえで派遣する。
- ③ 関係課等に連絡するとともに、必要が生じたときは、応援又は対応を依頼する。
- ④ 現状及び結果を①と同様に報告し、指示を受ける。

2 家族、保護者への連絡

- ① 概要が把握でき次第に状況を報告し、その後も連絡を密にする。

3 関係教職員への連絡

- ① 概要を連絡し、対応を依頼する。
- ② 動向等を確認する。(連絡方法、移動方法等)

4 緊急事態等対策会議

- ① 非常事態のためのレベル(基準)の決定し、緊急事態等対策本部、現地対策室の設置の有無、対応方針を決定、関係部局等に概要を連絡する。緊急事態等対策本部、現地対策室を設置する場合、関係部局へ応援・対応を連絡する。

5 緊急事態等対策本部

- ① 概要が把握でき次第、速やかに状況(経過・結果)を関係機関等、関係者等へ報告し、その後も連絡を密にする。
- ② 文部科学省からの指示・命令・依頼等により対応を行う。
- ③ 情報伝達のための連絡体制を整備する。

6 現地対策室

- ① 現地に対策室を設置するときは、教職員が統括し、本学関係者を指揮する。
- ② 警察、消防等との連絡調整及び情報収集を行い、対策本部との連絡調整を行う。
- ③ 現地におけるマスコミの対応は、対策本部及び総務課と連携して行なう。

7 関係部局等の役割

- ① 「対策会議・対策本部の編成基準」任務欄に準じる

【レベル2】 中規模災害、悪質な事件・事故による死亡等のとき「レベル1～」に下記項目追加

1 緊急事態等対策本部の対応

- ① 現場において、救護等の初期活動(負傷者の応急処置・メンタルヘルスケア等)、情報収集(教職員の安否等の確認等)を行う。
- ② 教職員・学生・生徒・児童等の安全を確保するための方策を講じる。
- ③ 警察、消防等との連絡調整・情報収集、援助要請を行う。
- ④ 学外からの援助要請等に対しては、状況を把握、安全性を確保し、ボランティアを派遣する。派遣後も連絡を密にする。
- ⑤ 施設等(特に、危険施設・危険物等)の被災状況を確認する。
- ⑥ 奈良市からの要請をうけ、周辺住民の受入を検討し、受入場所・食料等を確保する。

2 非常災害対策本部の設置

- ① 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合には、災害に対処するため、非常災害対策本部を設置し対応する。
※ 必要に応じ自衛防災隊を設置。
- ② 関係部局等の役割については「非常災害対策本部の編成基準」任務欄に準じる

【レベル3】 大規模な災害・重大な事件・事故、反社会的な凶悪事件等のとき「レベル2～」に下記項目追加

1 緊急事態等対策会議、緊急事態等対策本部、現地対策室の対応

- ① 被害者等への対応を行う。
- ② 構内の安全の確保し、必要物品の調達を行う。
- ③ 義捐金受入の対応をする。
- ④ 対応をレベルダウンする場合、引き続き対応する。

2 復旧等の対応

- ① 被災施設等の現状復旧等に取り組む。

3 関係者等への対応(事後対応)

- ① 文部科学省・関係機関等に報告をする。
- ② 協力者・関係者及び警察・消防等協力機関等への謝辞を速やかに行なう。
- ③ 経費の支出が必要なときは、調査のうえ対応する。ただし、賠償は別途対応する。
- ④ 調査委員会等において原因の究明と再発防止の対策を検討し、結果を学長に報告する。

4 顧問弁護士との協議

- ① 必要があれば顧問弁護士に相談し、適宜指導、助言を得ながら対応する。

レベルの基準

レベル1 軽微な災害・事件・事故のとき(逮捕・入院等の可能性あり)

レベル2 中規模災害、悪質な事件・事故による死亡等のとき(逮捕・入院あり)

規模の大きい災害のとき(非常災害対策本部設置)

レベル3 大規模な災害・重大な事件・事故、反社会的な凶悪事件等のとき

※ 必要により、緊急事態等対策会議、緊急事態等対策本部、現地对策室または、非常災害対策本部、自衛防災隊を設置。

緊急事態等対策会議・対策本部の編成基準

組 織 ・ 構 成 員				任 務
対策会議	緊急事態等対策規則第5条2項及び第3項に定める構成員			緊急事態案件に対応(対策本部と連携)
組 織 ・ 構 成 員				任 務
本部長	学 長			対策本部の総括
副本部長	理事(総務担当)、理事(教育担当) 事務局長 保健センター長			本部長補佐 本部長に事故があるときは、その職務を代行
班 名	班 長	副 班 長	班 員	任 務
総務班	総務課長	総務課副課長 (法人運営担当)	総務課職員 (秘書・企画・評価 ・広報・国際交流・ 地域連携担当) 関係委員会委員	(1) 対策室会議・対策本部の設置、活動の総括 (2) 情報の収集、情報の発信 (3) 報道機関及び訪問者との対応 (4) 文部科学省その他関係機関との対外折衝 (5) 義援金の受け入れ (6) 教職員の安否確認
避難住民 対策班	大学改革主幹	総務課副課長 (労務附属学校担当)	総務課職員 (人事・福祉、給与 担当) 関係委員会委員	(1) 避難住民の受入場所・設備の確保 (2) 地方公共団体との連絡・調整 (3) 学外施設の確保
防災・ 搬出班	財務課長	財務課副課長	財務課職員 関係委員会委員	関係委員会(教員)と連携し、任務を遂行 (1) 消防署・警察署との連絡・調整 (2) 災害の実態把握、災害現場からの救護 (3) 構内警備、構内幹線道路の確保 (4) 傷病者の病院への移送(医療・救護班と連携) (5) 必要経費の算定・執行、物品の調達 (6) 重要書類等の非常持出し
施設対策班	施設課長	施設課副課長	施設課職員 関係委員会委員	関係委員会(教員)と連携し、任務を遂行 (1) 施設・設備の被害状況調査 (2) 危険建物内への立入禁止 (3) ライフラインの確保 (4) 危険物等の実態把握・措置(RI等対策班と連携)
学 生 班	学生支援課長	学生支援課副課長	学生支援課職員 関係委員会委員	関係委員会(教員)と連携し、任務を遂行 (1) 学生(留学生含む)の安否把握 (2) 厚生・課外活動施設の被災の実態把握 (3) 学生宿舍の災害の実態把握 (4) 学生・留学生の宿舍の斡旋
教務・入試 対策班	教務課長	教務課副課長 入試課長	教務課職員 入試課職員 関係委員会委員	関係委員会(教員)と連携し、任務を遂行 (1) 授業休講・再開等の連絡・調整 (2) 入学試験会場の確保・調整 (3) 情報の収集、情報の発信
医療・救護 対策班	保健センター長	学術情報課長 看護師	学術情報課職員 保健センター職員 関係委員会委員	関係委員会(教員)と連携し、任務を遂行 (1) 負傷者の応急処置 (2) 疾病の予防、保健指導 (3) メンタルヘルスのケア
RI等 対策班	放射線取扱 主任者	管理責任者	総務課職員 関係委員会委員	関係委員会(教員)と連携し、任務を遂行 (1) RIに関する情報の収集・伝達 (2) RIに関する立入禁止区域の設定、立入禁止の表示 (3) 高圧ガス等に関する情報の収集・伝達 (4) 実験動物に関する情報の収集・伝達
附属学校班	附属学校(園) 長	附属学校(園) 副校(園)長	附属学校(園) 教職員	附属学校(園)に関すること

緊急事態等の基準(レベル)及び対処内容

基準	対処内容
<p>レベル1～ 軽微な災害、事件・事故等の場合</p>	<p>必要に応じ、以下の対策を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学長等(学長・理事・センター長及び附属学校(園)長)への連絡 <ol style="list-style-type: none"> ① 発見者・通報を受けた者等は、部局長等に概要を報告する。 ② 部局長等は、報告を受けた場合、事実確認のうえ、学長又は理事に報告し、指示に従い対応する。 2 学長等(学長・理事)の対応 <ol style="list-style-type: none"> ① 第5条に定める対策会議を設置する。設置しない場合、部局等で対応するよう指示する。 3 対策会議(2①で設置しない場合、部局等が実施、以下同じ)の対応 <ol style="list-style-type: none"> ① 非常事態対応のためのレベル(基準)の決定、第6条及び第7条に定める対策本部及び現地対策室の設置の有無、対応方針等を決定し、関係部局等に概要を連絡する。 ② 対策本部・現地対策室を設置する場合、関係部局等へ応援・対応を依頼する。設置しない場合、対策会議で引き続き対応する。 ③ 現地対策室に教職員等を派遣する場合、詳細な情報を入手し安全を確認のうえ、具体内容を指示する。 4 対策本部(3②で設置しない場合、対策会議が実施、以下同じ)の対応 <ol style="list-style-type: none"> ① 学長の指揮の下に、迅速に緊急事態等に対処する。 ② 概要が把握でき次第、速やかに状況(経過・結果)を関係機関等(文部科学省・奈良県・奈良市・警察・消防署・保健所・近隣大学等)、関係者等(教職員・学生等・家族・保護者等)へ報告し、その後も連絡を密にする。 ③ 文部科学省からの指示・命令・依頼等により対応する。 ④ 情報伝達のための連絡体制を整備(ホームページの立上げ、メール、掲示等)する。 ⑤ 必要経費を算定し、対応する。 ⑥ 関係委員会を招集し、報告する。 5 現地対策室(3②で設置しない場合、対策会議が実施、以下同じ)の対応 <ol style="list-style-type: none"> ① 現地に派遣した教職員が統括し、本学関係者を指揮する。 ② 対策本部(対策会議)と連絡を密にする。 ③ 現地の関係者と連携を密にし、対応する。 ④ 現地におけるマスコミの対応は、対策本部(総務課)と連携して行う。 6 関係部局等の役割 <ol style="list-style-type: none"> ① 別表第1の「対策本部の編成基準及び任務」に従う。
<p>レベル2～ 中規模な災害、悪質な事件・事故による死亡等の場合</p>	<p>「レベル1～」に追加(必要に応じ、以下の対策を講じる)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の対応 <ol style="list-style-type: none"> ① 現場において救護等の初期活動、情報収集等を行う。 ② 教職員等の安否等を確認する。 ③ 負傷者の応急処置・疾病の予防・保健指導・メンタルヘルスのケアを行う。 ④ 教職員・学生・生徒・児童等の安全を確保するための方策を講じる。 ⑤ 休講等の連絡を密に出来る体制・方策を整える。 ⑥ 警察・消防・地方公共団体等との連絡調整・情報収集、援助要請を行う。 ⑦ 学外から援助要請等には、状況を把握し、安全性を確認したうえで、ボランティア(保険に加入)を派遣する。派遣後も連絡は密にする。 ⑧ 施設等(特に、危険施設・危険物等)の被災状況を確認する。 ⑨ 周辺住民等の受入を検討し、受入場所・食料等を確保する。
<p>レベル3 大規模な災害、重大な事件・事故、反社会的な凶悪事件等の場合</p>	<p>「レベル2～」に追加(必要に応じ、以下の対策を講じる)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係者等への対応 <ol style="list-style-type: none"> ① 文部科学省・関係機関等に報告をする。 ② 協力者・関係者及び警察・消防等協力機関等へ謝辞を行う。 ③ 経費の支出が必要な場合、調査のうえ対応する。賠償は別途対応する。 2 復旧等の対応 <ol style="list-style-type: none"> ① 被災施設等の現状復旧等に取り組む。 ② 必要経費の要求等を行う。 3 対策会議、対策本部、現地対策室の対応 <ol style="list-style-type: none"> ① 被害者等への対応を行う。 ② 構内警備を強化し、構内幹線道路を確保する。 ③ ライフラインを確保し、必要物品を調達する。 ④ 重要書類等の持出しを行う。 ⑤ 義捐金受入の対応をする。 ⑥ 第8条に定める調査委員会を設置する。(早い段階の設置もあり得る) ⑦ 災害対策等のための対処の終結をもって解散する。 ⑧ 対応をレベルダウンする場合、引き続き対応する。 4 調査委員会の対応 <ol style="list-style-type: none"> ① 調査委員会において原因の究明と再発防止の対策を検討する。 ② 調査委員会は、結果を学長に報告する。 5 顧問弁護士との協議 <ol style="list-style-type: none"> ① 必要に応じ顧問弁護士に相談し、適宜指導、助言を得ながら対応する。

非常災害対策本部の編成基準

組織・構成員				任務
本部長	学長			対策本部の総括
副本部長	理事(総務担当)、理事(教育担当) 事務局長 保健センター長			本部長補佐 本部長に事故があるときは、その職務を代行
班名	班長	副班長	班員	任務
総務班	総務課長	総務課副課長 (法人運営担当)	総務課職員 (秘書、企画、評価、 広報、国際交流・地域 連携担当) 関係委員会委員	(1) 対策本部の設置、対策本部活動の総括 (2) 情報収集 (3) 報道機関及び訪問者との対応 (4) 学外への施設の対応 (5) 文部科学省その他関係機関との対外折衝 (6) 義援金の受け入れ (7) 教職員の安否確認
避難住民対策班	大学改革主幹	総務課副課長 (労務附属学校担当)	総務課職員 (人事・福祉、給与、 附属学校担当) 関係委員会委員	(1) 避難住民受入場所の確保 (2) 地方公共団体との連絡調整 (3) 避難住民受入場所の設備の確保
防災・搬出班	財務課長	財務課副課長	財務課職員 関係委員会委員	関係委員会(教員)と連携し、任務を遂行 (1) 消防署、警察署との連絡・調整 (2) 災害の実態把握、災害現場からの救護 (3) 構内警備、構内幹線道路の確保 (4) 重症者の病院への移送(医療・救護班と連携) (5) 必要物品の調達 (6) 重要書類等の非常持出し
施設対策班	施設課長	施設課副課長	施設課職員 関係委員会委員	関係委員会(教員)と連携し、任務を遂行 (1) 施設・設備の被害状況調査 (2) 危険建物内への立入禁止 (3) ライフラインの確保 (4) 危険物等の実態把握・措置(RI等対策班と連携)
学生班	学生支援課長	学生支援課副課長	学生支援課職員 関係委員会委員	関係委員会(教員)と連携し、任務を遂行 (1) 学生の安否の把握 (2) 留学生の安否の確認 (3) 福利厚生施設の被災の実態把握 (4) 課外活動施設の被災の実態把握 (5) 学生宿舍の災害の実態把握 (6) 学生・留学生の宿舍の斡旋
教務・入試対策班	教務課長	教務課副課長 入試課長	教務課職員 入試課職員 関係委員会委員	関係委員会(教員)と連携し、任務を遂行 (1) 授業再開の連絡・調整 (2) 入学試験会場の確保・調整
医療・救護対策班	保健センター長	学術情報課長 看護師	学術情報課職員 保健センター職員 関係委員会委員	関係委員会(教員)と連携し、任務を遂行 (1) 負傷者の応急処置 (2) 疾病の予防、保健指導 (3) メンタルヘルスのケア
R・I等対策班	財務課長	RI担当教員	関係委員会委員	関係委員会(教員)と連携し、任務を遂行 (1) R・Iに関する情報の収集・伝達 (2) R・Iに関する立入禁止区域の設定、立入禁止の表示 (3) 高圧ガス等に関する情報の収集・伝達 (4) 実験動物に関する情報の収集・伝達

自衛防災隊の編成基準

組 織 ・ 構 成 員		任 務	
隊 長	学 長	隊の総括	
副 隊 長	事務局等：事務局長 学生宿舎：理事(教育) 附属学校：学校園長 附属自然環境教育センター：センター長	隊長補佐 隊長に事故があるときは、その職務を代行	
班 名	班 長		任 務
情報・連絡班	総務課長又は大学改革主幹 (課長が不在のときは副課長)	課職員	(1) 被害状況の調査 (2) 災害に対する全般的記録の作成 (3) 消防署、警察署との連絡・調整 (4) 当該部局等における通報連絡及び事務局 局関係各課への報告 (5) 警備・警戒 (6) 消防署員の火災現場及び水源位置等への誘導 (7) 対策本部の総務連絡班及び避難住民対策の任務を分担
	副校(園)長	附属校(園) 教職員	
消火・工作班	財務課長又は施設課長 (課長が不在のときは副課長)	課職員	(1) 注水及び消火器具等による初期消火(消防署到着前) (2) 延焼可能物の除去及び遮断等の措置 (3) 消防署到着前の消火活動 (4) 消火活動に必要とする水利の確保 (5) 防火戸等の閉鎖、扉の開放その他消火活動を容易にするための各種工作 (6) 電気、ガス及び危険物の安全確保措置 (7) 対策本部の防災・搬出班及び施設対策班の任務を分担
	副校(園)長	附属校(園) 教職員	
避難・救護班	保健センター長、教務課長、学生支援課長、入試課長又は学術情報課長 (センター長等が不在のときは副課長)	センター及び課職員	(1) 避難者の誘導 (2) 負傷者の応急措置 (3) 重要な書類等の搬出及び保管 (4) 対策本部の学生教務・入試対策班及び医療・救護対策班の任務を分担
	副校(園)長	附属校(園) 教職員	

災害管理区域及び防火管理者等一覧表

地区の名称	管 理 区 域	防火管理者	防火責任者	火元責任者
第1地区	事務局等(教育学部、事務局、学術情報教育研究センター、保健センター、教育実践開発研究センター、福利・課外活動施設)	財務課長	教育学部：副学長(企画) 学術情報教育研究センター：センター長 保健センター：センター長 教育実践開発研究センター：センター長 事務局等：事務局長	使用責任者
第2地区	附属小学校(障害児学級を含む)	附属小学校副校長	附属小学校長	〃
第3地区	附属幼稚園	附属幼稚園副園長	附属幼稚園長	〃
第4地区	附属中学校	附属中学校副校長	附属中学校長	〃
第5地区	国際学生宿舎	学生支援課長	事務局長	〃
第6地区	橘宿舎	学生支援課長	事務局長	〃
第7地区	自然環境教育センター奈良実習園	財務課長	自然環境教育センター長	〃
第8地区	自然環境教育センター奥吉野実習林	財務課長	自然環境教育センター長	〃

第1章 日常の心得

◆ 大学構内

- 構内のバイク乗り入れについて、正門横の指定駐車場に止める。構内への乗り入れは禁止とする。
- 駐車は指定された駐車場に駐車する。構内道路への路肩駐車は禁止とする。
- 構内の指定場所で喫煙すること。指定場所以外又は歩行喫煙は禁止とする。
- ゴミの廃棄は認められたゴミの種類に分別する。産業廃棄物等は定められた方法に従い処分すること。

◆ 緊急事態が発生したとき

- 総務課(9106)、学生支援課(9130)又は守衛室(9116)に連絡する。
- 17時15分以降(勤務日以外)は、守衛室、総務課又は学生支援課に連絡する。
- 小規模な火災が発生したときは、初期消火に努める。手がつけれないときは、財務課(9112)又は守衛室に連絡する。

◆ 研究室、事務室

- 整理、整頓、清潔に心掛ける。
- 転倒のおそれがある物は、壁等に固定する。
- 退出時、長時間不在のときは、施錠と火気の安全を確認する。
- 非常持出品を常に確認し、とりまとめておく。
- 実験に使用した薬品、油等は流しに流さないこと。

◆ 避難経路

- 消火器、消火栓等の設置場所の確認及び使用方法を熟知しておく。
- 避難経路、非常口等を確認するとともに、障害物を置かない。
- 機器の設置にあたっては、全員が容易に退避できるように配置する。

第2章 病人・けが人への対応

◆ 連絡

- 症状が軽いときは、保健センターに連れて行く。
- 搬送が困難なときは、保健センター(9138)に連絡し、救護を要請する。
- 緊急を要すると判断したときは、救急車(119)を要請し、その旨を速やかに保健センターに連絡する。
- 17時15分以降(勤務日以外)は、守衛室、総務課又は学生支援課に連絡する。

◆ 救急車の依頼

- 医師等の指示により、救急車の出動を要請する必要がある場合は、大学から要請する。
- 患者に付き添う必要があるときは救急車に同乗し、容体等の状況が判明次第、総務課、学生支援課又は守衛室に連絡する。

◆ 保険

- 教職員がけがをしたときは、労務災害の対象になることもあるので、総務課の担当係と相談する。

救急手当の詳細は、第10章「災害にあったときの対応 応急手当」をご覧ください。



第3章 火災への対応

◆ 火災を未然に防ぐ対策

- 放火されにくい環境づくりをする。
- 喫煙マナーを守る。
- 火気の取り扱いに注意する。
- 消火器の設置場所や使用法を把握し、避難経路の安全点検をする。
- 学生への指導を徹底する。

◆ 火災時の対応

- 3原則は、「早く知らせる、早く消す、早く逃げる」

◇ 連絡

- 火災を発見したときは、「**火事だ**」と**大声**で火災を知らせ、火災報知機の非常ベルを鳴らす。
- 速やかに、財務課(9112)、総務課(9106)又は守衛室(9116)に連絡する。
- 緊急を要すると判断したときは、消防署(119)に連絡する。
「奈良教育大学の〇〇(氏名)です。現在、〇〇(場所)で火事が発生しました。」
- けが人等の有無を確認する。
- 衣服に火がついたときは、あわてず人に消してもらおう。
- 到着した消防署へ情報を提供する。
- 17時15分以降(勤務日以外)は、守衛室、財務課又は総務課に連絡する。

◇ 初期消火

- 電源を切る、ガスの元栓を閉める。
- 火の周りがある可燃物を取る。
- 消火器等を活用して消火する。
- 天井に燃え移った時点で消火を中止し、避難する。

◇ 避難

- 火災の現場に人がいないことを確認し、周りの人に知らせながら避難する。
- 火災報知機が発報したときは、速やかに安全な場所(グラウンド、体育館等)に避難する。
- 身を低く、ハンカチで口元を押さえる。
- 煙の動きに注意し、風上に逃げる。
- なるべく非常口から避難し、エレベータは使用しない。
エレベータ使用中に地震が起きたときは、すべての階のボタンを押す。
閉じこめられたときは、インターホンで知らせる。
- お互いに安全を確認する。
- 火災が収まっても、建物の安全が確認されるまで、安全な場所で待機する。
- 待機の解除は、大学が指示をする。

◆ 学外（自宅等）

- 火災を発見したときは、消防署(119番)に連絡し、速やかに避難する。
- 火災報知機が発報したときは、速やかに安全な場所に避難する。
- 避難するときは、非常持出袋に貴重品等を入れておく習慣を身につける。
- 消防署員又は警察官の指示に従って行動する。
- 大学(総務課:0742-27-9106又は守衛室0742-27-9116)に被害状況、安否情報及び避難先等を連絡する。
- 避難先において待機する。



第4章 地震への対応

◆ 地震への対策

- 書架、劇毒物等の薬品類、ボンベ等は、転倒や破損による飛散防止の処理を行う。
- 避難経路の安全点検をする。

◆ 初期の対応

◇ 屋内での対応

- 丈夫な机などに身を寄せ、まず自分の**身を守る**。
- 使用している火を消し、ガス等の元栓を締め、電源を切る。
- けが人等の有無を確認する。
- 揺れが収まっても、余震や建物の安全が確認されるまで、大学の指示する場所で待機する。
- 安全が確保できる範囲で、初期消火、けが人の救助、応急処置、搬送、危険物の確認を行う。

◇ 屋外での対応

- 落下物の可能性があるので、建物、壁から離れ、速やかに安全な場所(グラウンド等)に避難する。
- 地面の状況(隆起、陥没等)や電柱等の倒壊に注意する。



◆ 避難

- 落下物に注意をはらい頭部を守り、速やかに安全な場所(グラウンド等)に避難する。
- 大学の指示により、帰宅が可能なときは、速やかに帰宅する。不可能なときは、そのまま待機する。
- エレベータは使用しない。

◆ 学外で地震に遭遇した場合

- ガスを使用していたときは、速やかにガスを止め、元栓を締める。石油ストーブや電気ストーブを使用していたときは、速やかに火を消す。
- 速やかに安全な場所へ避難する。非常持出袋等に貴重品等を入れておく習慣を身につける。
- 居住地の市町村からの指示に従って行動する。
- 被害等に遭遇したときは、総務課に、①氏名、②所属、③現在地、④安否情報(無事かどうか)、⑤連絡先の場所及び電話番号等を連絡する。

電話番号:0742-27-9106 E-mail:jinji@nara-edu.ac.jp

- 自宅又は避難先において待機する。
- 通勤が可能であれば出勤し、できないときは待機する。

◆ 非常用品として備えておくもの(非常持出袋)

- **食料品** 飲料水、乾パン、缶詰、レトルト食品
- **衣類等** 上着、下着、履物、寝袋、毛布、タオル
- **緊急品** 医薬品、ヘルメット、防災用品
- **貴重品** 現金、印鑑、通帳、身分証明書
- **日用品** 水筒、缶切り、鍋、コンロ、ラジオ、電池、懐中電灯、ライター、軍手、雨具、生理用品、カイロ、ラップ、ゴミ袋



第5章 台風・集中豪雨等への対応

◆ 奈良市に警報が発令されたとき

□ 以下の場合、授業をすべて休講とします。

I. 奈良市に特別警報、または暴風警報が発表された場合

II. 以下の4路線のうち3以上の路線の運行が停止された場合

- ① 近畿日本鉄道 近畿難波線・奈良線(大阪難波～近鉄奈良)
- ② 近畿日本鉄道 京都線(京都～大和西大寺)
- ③ 近畿日本鉄道 橿原線(大和西大寺～橿原神宮前)
- ④ JR西日本 大和路線(JR難波～加茂)

III. 上記以外に、学長が通学困難と認めた場合

ただし、I、IIの場合には以下の通り授業を再開します。

	警報解除時刻	授業実施時限
①	午前 7時00分までに解除の場合	平常通り実施
②	午前11時00分までに解除の場合	5・6時限目から実施
③	午後 4時00分までに解除の場合	11・12時限目から実施

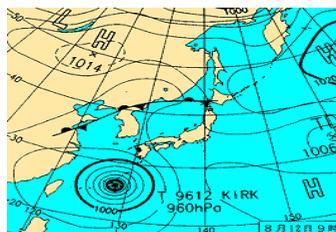
- 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は、9・10時限目までの授業は全て休講とします。
- 午後4時を過ぎても警報が解除されない場合は、11・12時限目までの授業は休講とします。
- 授業実施中に発令された場合は、その時限の授業を直ちに中止します。

◆ 台風等への対応

- 台風等の情報に十分注意する。
- 研究室、廊下等の窓、戸締りを確認する。
- 突風による転倒、飛んでくる物に注意する。
- 速やかに帰宅する。帰宅できないときは、大学が指示する場所(建物内)で待機する。

◆ 大学の連絡先

- 教務課(0742-27-9124)



第6章 不審者への対応

◆ 不審者への対応

- 不審者を発見したときは、速やかに、総務課(9106)、学生支援課(9130)又は守衛室(9116)に連絡する。**1人では、絶対対応しないでください。**
- 連絡を受けた者は、速やかに状況を確認し、不審者の侵入であれば警察署(110)に連絡する。
- 警察署員が到着するまで、教職員及び警備員等は、園児、児童、生徒、学生の安全を確保するとともに、不審者の排除を行う。
- 不審者の態度、手荷物等には特に注意する。
- 17時15分以降(勤務日以外)は、守衛室、総務課又は学生支援課に連絡する。

大阪教育大学附属池田小学校の事件をはじめ、近年は児童等に対する殺傷事件など、学校における事件・事故が大きな問題となっています。

高畑キャンパスは、附属小学校、附属幼稚園が同じ敷地内にありますので、特に児童等の身の回りには気配りをしてください。



◆ 暴力行為への対応

- 暴力行為やけんかを発見したときは、速やかに、総務課(9106)、学生支援課(9130)又は守衛室(9116)に連絡する。**1人では、絶対対応しないでください。**
- 連絡を受けた者は、速やかに状況を確認する。
- 外部者によるときは、大学から警察署(110)に連絡する。
- 学生同士のトラブルのときは、顧問教員、指導教員等関係の教職員が対応する。警察署等への連絡が必要と判断したときは、大学から連絡する。
- 17時15分以降(勤務日以外)は、守衛室、総務課又は学生支援課に連絡する。

第7章 交通事故への対応

◆ 注意

- 飲酒運転は絶対にしない。
- 運転中に携帯電話は使用しない。

◆ 加害者になったとき

- 速やかに警察署や消防署に連絡し、被害者の救護にあたる。
- 必ず、大学(総務課:0742-27-9106又は守衛室0742-27-9116)に状況を連絡する。
- 被害者及び家族に対し、誠意をもって対応する。

◆ 被害者になったとき

- 連絡ができる状態であれば、出来る限り速やかに大学に状況を連絡する。
- 通勤中であれば通勤災害の認定の対象になることもあるので、総務課の担当係と相談する。
- 緊急のとき等、共済組合員証が使用できるので、出来る限り速やかに総務課に届け出ること。

一時停止と安全確認を
確実にする。



第8章 盗難への対応

◆ 連絡

- 速やかに、総務課(9106)、財務課(9112)又は守衛室(9116)に連絡し、現場の保存に努める。
- 警察署(110)に届け出るときは、職員の立会が必要となるときがあるため、必ず総務課、財務課又は守衛室に連絡のうえ行う。

◆ 盗難届

- キャッシュカードやローン機能の付いたカードが盗難にあったとき
速やかに、銀行やローン会社等に盗難の届を行う。
- 職員証、運転免許証、健康保険証等が盗難にあったとき
速やかに、大学、警察、役所又は関連会社等に盗難の届を行い、再発行を申請する。
- 携帯電話が盗難にあったとき
速やかに、電話会社に盗難の届を行う。



第9章 アルコール(酒類)への対応

◆ アルコールとの上手なつきあい方

- アルコールの害を十分理解したうえで飲酒する。
- 無謀な飲酒は避ける。
- 自分のペースを知って、お酒と上手につきあう。

◆ 飲酒時の注意

- 飲み方や量を間違えると急性アルコール中毒を起こしたり、酩酊して正常な判断や行動が取れなくなり、事故の誘因となる。
- 短時間に多量のアルコールを摂取すると、容易に急性アルコール中毒に陥る。
- アルコールの限界量は個人によって異なり、一定の基準がないので注意する。

- ・ 飲酒を強要しない、させない。
- ・ 一気のみ、むちゃ飲みは非常に危険であり、絶対に行わない。
- ・ 酒が飲めることは自慢にならない。常に節度ある飲み方を心がける。

◆ 連絡(学内で発生したとき)

- 急性アルコール中毒が発生したときは、保健センター(9138)に連絡し、救護を要請する。
- 緊急を要すると判断したときは、救急車(119)を要請し、その旨を速やかに保健センターに連絡する。
- 17時15分以降(勤務日以外)は、守衛室、総務課又は学生支援課に連絡する。

◆ 救急車の依頼

- 医師等の指示により、救急車の出動を要請する必要がある場合は、大学から要請する。
- 患者に付き添う必要があるときは、救急車に同乗し、容体等の状況が判明次第、総務課又は守衛室に連絡する。

第10章 災害にあったときの対応 応急手当

初期対応

□ 意識を調べる

負傷者の耳元で呼びかけながら、軽く肩をたたく。

□ 意識がないとき

周りの人に助けを求める。

保健センター(9138)、総務課(9106)又は守衛室

(9116)に連絡する。

□ 緊急を要するときは、119番(救急車)通報とAEDの手配をする。

□ AEDは、保健管理センター、守衛室、学生オフィス(文科棟)、武道場、課外活動共用施設(サークル共用棟)、学生会館、グラウンド、附属中学校、附属小学校、附属幼稚園、自然環境教育センター奈良実習園に設置しています(P. 45)。



緊急電話のかけ方

- 受話器をあげて、「ツー」という発信音を聞いてから、**あわてずに落ち着いて** 確実に119番(消防署)又は110番(警察署)をダイヤルする。
- 何が起きたかを伝える。(例「交通事故です。」「火事です。」「救急です。」)
- 場所(住所)、現在の状況を伝える。(例「交通事故でけが人が1名います。」「腹痛をを起こし苦しんでいます。」など)
- 名前と電話番号を伝える。
- 携帯電話等で通報するときは、その場を移動したり、電源を切らない。
- 急にしゃべれなくなったり、指令員の声が聞こえなくなったときは、受話器をあげたまま(電話を切らずに)、受話器や近くの物をたたくなどして異変を知らせる。
- パトカー、救急車等のサイレンが聞こえたら、できるだけ近くに案内する人を出し、誘導する。
- 救急隊等が到着したら、救急隊員に、①傷病者の容態変化、②応急手当の内容等を伝える。



体位の管理

- 傷病者に適した姿勢を保つことは、呼吸や循環機能を維持し、症状の悪化を防ぐ。
- 傷病者の希望する最も楽な体位をとる。
- **体位を強制してはいけない。**



背臥位(仰向け)

- * 全身の筋肉に無理を与えない
- * 最も安定した自然な姿勢



膝屈曲位

- * 腹部の緊張と痛みを取る体位
- * 腹痛を訴えるときに適している



腹臥位

- * 腹這いで顔を横に向けた体位
- * 食べ物を吐いている時や背中にケガをしているときに適している



回復体位(側臥位)

- * 横向き状態で上側の腕を前に出し肘を曲げ、顎を手の上に乗せて気道確保し上側の膝を曲げた体位
- * 吐いた物を口の中から取り出し安い
- * 窒息防止、意識の無い傷病者に適している



半座位

- * 胸や呼吸の苦しい傷病者に適している
- * 頭部のケガや、脳血管障害の患者に適している



座位

- * 胸や呼吸の苦しさを訴えているときに適している



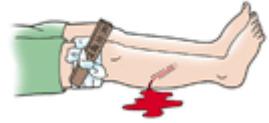
足側高位

- * 貧血や出血性ショックの患者に適している

傷の手当て

◆ 切り傷

- しばらく出血部位を圧迫していると大抵止血する。
- 傷口とその周囲を水道水でよく洗う。
- 砂、ガラスが入っていればピンセットで除去する。
- 血がとまる程度の強さで包帯をする。



◆ 刺し傷

- 古釘を踏んだときは、外見上傷は見えにくく、出血も少ない。
- 傷口を広げて水道水で洗い、必要に応じて消毒後、滅菌ガーゼを当てる。

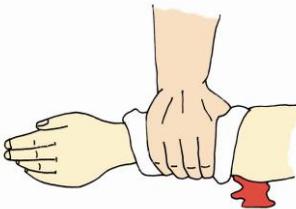


◆ 打撲傷

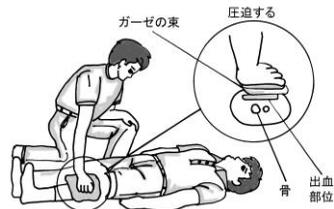
- 筋膜、骨、臓器の損傷がおこり、内出血、浮腫、筋や腱の断裂をおこすことがある。
- 局部を高い位置に保ち、安静にし湿布を行う。
- 突き指のときは、引っ張ったりマッサージをせず、安静にし冷湿布を行う。
- 初期の充血を除くためには冷湿布を、血行を良くして吸収を促進するためには温湿布を行う。

応急手当

◆ 直接圧迫止血法



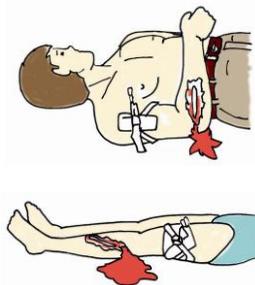
- きれいなガーゼ、ハンカチ等を傷口に当て、手で圧迫する。



- 大きな血管からの出血のときで、片手で圧迫しても止血しない時は両手で体重を乗せながら圧迫止血をする。

◆ 止血帯法

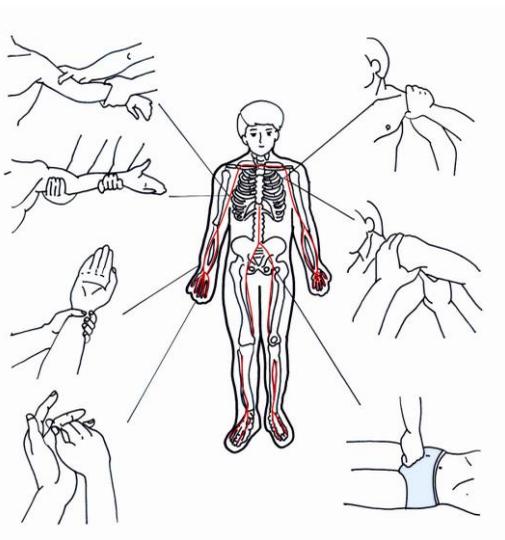
- 直接圧迫止血法では困難なときに行う。
- 30分以上連続して止血しない。
- 止血帯は出来るだけ幅の広いもの(3cm以上)を用いる。
- 止血時間は明確に記録する。
- 30分に一度、2分位完全に止血帯をゆるめる。この間、出血部位を直接圧迫する。



- ①止血帯を準備する。
- ②止血帯をゆるめに結び、当て布を置く。
- ③棒を当て布の上に置き、手で当て布を押さえる。
- ④出血が止まるまで、棒を静かに回す。
- ⑤棒が動かない様に固定する。
- ⑥止血を開始した時間を必ず記録する。

◆ 間接圧迫止血法

- 間接圧迫止血法の指圧止血点と血管の位置
- 出血している部位よりも心臓側に近い位置の止血点を手や指で圧迫し、止血する。



骨折の手当

◆ 四肢の骨折

- 骨折による変形を元に戻そうとしたり動かしたりしない。
- 副木固定は隣接する上下の関節を含めて固定するのが良い。
- 骨折端が皮膚の外に出ているときは、汚染しないように注意し滅菌ガーゼで覆う。
- 骨折部を上方にあげた状態で搬送する。

◆ 脊椎の骨折

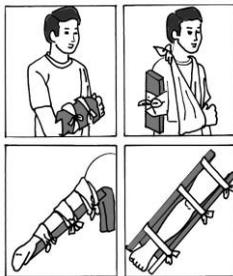
- 頸椎部(首)の痛みを訴えるときは、首を動かさず、静かに体全体をかたい板に乗せて搬送する。

◆ その他の骨折、捻挫、脱臼

- 鎖骨骨折は、三角巾で前腕を首につらし、上腕と胸を固定する。
- 捻挫・脱臼は、冷湿布を行い、副木、弾力包帯で患部を固定し搬送する。

応急手当

- * 骨折と疑われるときは、骨折として応急処置をする。
- * 外傷や出血があるときは、消毒し、止血等の手当をする。
- * 手足の骨折は、副木をあてて固定する。
- * 手首・前腕、上腕、ひじ、下肢などを固定する。
- * 適当な木がなければ、段ボール・週刊誌・傘・物差し等を代用する。
- * 固定する前に歩かせたり動かしたりすると、骨折が悪化したり、周囲の血管や神経を傷つけてしまうこともあるので、固定してから運ぶ。
- * ショックや痛みによる顔面蒼白、震え、冷汗がみられたら、毛布などで保温し、安静を保つようにする。
- * アキレス腱を切ったときは、つま先をのばした状態で副木を当て固定する。



急性アルコール中毒

◆ 急性アルコール中毒予防のために

- 急性アルコール中毒の予防方法は、血中のアルコール濃度を上げない。
- 同量のお酒を飲んでも、「イッキ飲み」で飲んだときに血中濃度は急速に高くなる。
- 濃度を下げるためには、吸収される前にそのアルコールをすみやかに体の外に出す。
- 水などで薄めて飲むのも血中濃度を上げすぎない。
- 消化管(特に胃)からのアルコールの吸収を抑える。

- ★ 酒だけ飲むのではなく、消化のよいものを一緒に食べる。
- ★ 胃粘膜を保護する働きのある牛乳などの乳製品を一緒にとる。
- ★ 飲む前に胃薬(特に胃粘膜保護剤)等を飲む。

応急手当

● 酔いつぶれた人の介護方法

- * 体温の調節機能も障害されるので、絶対に1人にしない。
- * 衣服を緩めて楽にする。
- * 体温の低下を防ぐ。
- * 吐物による窒息を防ぐために、顔を下に向け、横向きに寝かせる。

● こんなときは救急車を

- * いびきをかき、強うつねっても反応がない。
- * 倒れて、口から泡を吐いている。
- * 体温が下がって、全身が冷たい。
- * 呼吸がゆっくりで時々しか息をしない。
- * 呼吸が異常に早く浅い。
- * 飲み始めてから1時間で酔いつぶれている。



呼吸不全、心停止に対する応急処置

◆ 原因

- 意識レベルの低下により舌根が沈下するため、咽頭部に分泌物等がたまって起こる。
- 分泌物や異物を口腔内からガーゼ等で取り除き、頭を後に反らせ、下顎を前方に押し出すことにより舌根が引き上げられ気道は開通する。

応急手当

異物の吐かせ方

◆ 指試法

- * 指にガーゼ等を巻き付け、異物をかき出す。
- * 液体のときは、口の中を良く拭き取る。



◆ 背部叩打法(通常はこの方法をとる。)

- * 傷病者を自分の方に向け側臥位とする。
- * 片手の手掌基部で両肩甲骨の間を力強く(手加減無し)4回連続して叩く。



◆ ハイムリック法(小児には使用しない)

- * 後ろにまわり片方の手で握りこぶしを作る。
- * 傷病者のみぞおちに当て、もう一方の手で手関節部を握り、素早く上方に向かって圧迫する様に(脇を引き絞る様に)押し上げる。



◆ 側胸下部圧迫法

- * 腹臥位にし、傷病者の下半身にまたがる。
- * 指を広げた手を側胸下部に置き、下部胸郭を下内方に強く引きしぼる様に圧迫する。



気道の確保

- 意識障害や呼吸停止、心停止が生じると下顎をささえている筋肉の緊張が失われ、舌根が沈下して気道の閉塞が生じる。このようなときは、下の要領で気道を確保する。



- * 片手を額に当ててもう一方の手の人差し指と中指の2本をあご先に当てこれを持ち上げ**気道を確保**する。
- * 額に当てた手は人工呼吸時に鼻をつまみやすい位置に置く。
- * 指で下顎の柔らかい部分を圧迫しない。
- * 頭を無理に後ろにそらせない。
- * 頭や顎にケガの疑いがあるときは、頭の上側に座り両手で下顎のみを引き上げる(下顎拳上法)方法で行う。
- * 片手親指を口の中に入れ、これを持ち上げ気道確保すると頭部のケガには行いやすい。

- * 次にすぐ呼吸の確認を行う。10秒以内で調べ、人工呼吸法に素早く移る。

人工呼吸法

- * 人工呼吸を行う際は、できるだけ感染防護具を使用する。
- * 気道を確保したまま額に当てた親指と人差し指で鼻をつまむ。鼻をつまんだ手の肘は床に着く。
- * 最初の1回は静かにそっと息を吹き込み、胸の動きと呼吸を確認してから、さらに1回吹き込む。
- * 呼気がスムーズに入らないときは、もう一度気道確保後、異物除去を行う。
- * 胸が軽くふくらむ程度(500~800ml)の息を2秒かけてゆっくり2回吹き込む。
- * 胸がふくらまなかった時は、すぐに心臓マッサージする。
- * 感染防護具を持っていない場合や人工呼吸にためらいがある場合は、心臓マッサージに移行する。



心肺蘇生法

- 傷病者に大声で呼びながら、肩を軽くたたき、反応を確認する。
- 反応がなければ、大声で叫び応援を呼び、119番通報及びAEDを手配する。
- 普段どおりの息(正常な呼吸)の有無を確認する。
- 呼吸がないか、異常な呼吸(しゃくりあげるような不規則な呼吸)がある時は、ただちに心臓マッサージを開始する。
- 成人であれば少なくとも5cm、小児・乳児は胸の厚さの約1/3が沈むように、1分間に少なくとも100回のテンポで絶え間なく圧迫する。
- 人工呼吸ができる場合は、心臓マッサージ30回、人工呼吸2回を繰り返す。
- 呼吸が完全に回復するか、救急隊員に引き継ぐまで止めない。
- **AEDを使用するときは、説明書・音声に従い、落ち着いて行動してください。**



①傷病者の横にヒザをついて座る。



②胸の真ん中に片方の手の付け根を置く。



③もう片方の手を今置いた手の上に重ね、手の付け根で圧迫する。(両手の指を互いに組むとより力が集中する)



④肘を曲げずに体重を使って垂直に圧迫する。
肘を曲げたり、斜めに圧迫すると肋骨が折れる可能性がある。

熱傷(やけど)

◆ やけどの度合い

- やけどには、その深さによってⅠからⅢ度までの段階に分けられます。
- Ⅱ度以上のやけどで、やけどの面積が大人で20%以上、子どもやお年寄りで10%以上のときは重傷です。早急に医師の治療が必要です。

応急手当

● 比較的軽い熱傷のとき

- * できるだけ早く、きれいな冷水で15分以上痛みがなくなるまで冷やす。
- * 十分冷やしてからきれいなガーゼを当て、三角巾や包帯などをする。
- * 靴下など衣類を着ているときは、衣類ごと冷やす。
- * 冷やすときに体が冷えすぎないように注意する。
- * 水疱を破らないように注意する。
- * 薬品を塗ってはならない。



● 重症熱傷のとき

- * 広い範囲の熱傷のときは、きれいなシーツ等で体を包む。
- * Ⅲ度の狭い範囲の熱傷のときは、きれいなガーゼやタオル等で被覆する。
- * 重症の熱傷のときは、冷やすことに時間を費やさず、できるだけ早く専門医の処置を受ける必要がある。



● 化学薬品による熱傷のとき

- * 衣服や靴などを早く取り除く。
- * 体についたとき又は目に入ったときは、水道等で20分以上洗い流す。
- * 熱傷したところを、きれいなガーゼやタオル等で被覆する。
- * 薬品を洗い流すときは、ブラシ等でこすってはならない。
- * 化学薬品に限らず目の熱傷のときは、絶対に目をこすってはならない。

◆ 一酸化炭素中毒(CO中毒)

- 物が燃烧している環境では、一酸化炭素中毒になる可能性がある。
- 一酸化炭素中毒を発見したときは、直ちに窓を開放する。
- 救助に入るときは、一酸化炭素が充満した部屋の空気を吸わないように注意する。
- 呼吸停止、心停止があれば心肺蘇生法を行う。また、高濃度の酸素投与を行う。

◆ 薬物による経口中毒

- 薬品、毒物によって多少の差があるが、発現する個々の症状は似ている点(①興奮、②意識レベルの低下、③呼吸抑制、④循環抑制)も多い。
- 毒物を飲んだときには、コップ1杯の水を飲ませ、口に指を入れ吐かせる。
- 強い酸やアルカリを飲んだときには、水を飲ませ吐かせない。このときは中和するものを飲ませてはならない。
- 意識レベルが低下しているときは、昏睡体位をとらせる。
- 心肺停止のあるときには心肺蘇生法を行う。

◆ 化学薬品による皮膚汚染

- 酸やアルカリ等の化学薬品が皮膚に接触したとき
 - * アルカリの方が深くまで到達し、疼痛も大きい。
 - * 治療は熱傷に準ずるが、早期に十分水洗する。
 - * 中和剤を使用してはならない。
 - * 水道水でくり返し洗うことが大切である。
- 眼に薬物が入ったとき
 - * 水道水で十分洗う。
 - * 眼はこすることが出来ないので、やかんに水を入れ、眼をあけて水を眼にそそぐ。
 - * 少なくとも15分間続ける。
 - * 中和剤を使用してはならない。

重症病態の取扱い

◆ 意識障害

- 口腔内の分泌物等をガーゼ等で取り出す。
- 衣類はハサミで切り取り除く。
- 昏睡体位をとらせ保温をし搬送する。
- 呼吸停止、心停止があれば心肺蘇生法を行う。

◆ 痙攣

- 直ちに横にして寝かせ、顔を側方に向ける。
- 立っている時に痙攣が起これば、すぐ体を支えて寝かせる。
- 嘔吐や多量のよだれを流しているときは、ガーゼ等で口の中から取り出す。
- 口に指を入れるときは、噛まれないようスプーン等で開口し、分泌物等を取り出す。

◆ 大出血等によるショック

- 大出血があったときは、止血してもショックは直らない。
- 橈骨動脈(前腕の親指側の動脈)や大腿動脈が触れにくく、顔面が蒼白で冷汗のあるとき、下肢を上にあげて血圧をあげ、その状態で搬送する。

搬送するための注意事項

◆ 判断

- 安静を保てる場所であれば、できるだけその場所を動かさない。
- 傷病者が危険な場所(応急手当ができない)に倒れているときは、移動させる。

◆ 準備

- 傷病者に対する手当は完了したか。
- どのような体位で搬送するか。
- 担架、救助者の確保、役割分担、搬送経路、避難先は決まったか。

Guidebook for International Students

In Case of Emergency

If you encounter an emergency situation, call 110 (Police Department, to report robbery and other crimes), or 119 (Fire Department, to report fire to or call an ambulance). These numbers are toll-free and common to all areas of Japan. You can call them from mobile phones or pay phones without inserting coin or telephone card.

緊急時の対応

緊急時には電話で警察署(盗難、犯罪)の110番、消防署(火事、救急車)の119番に連絡しましょう。

全国共通・無料で、携帯電話からも、また公衆電話からも硬貨やテレホンカードなしでかけられます。

1) Robbery

If you experience a robbery (or any other crime) on campus, immediately call 110 and follow the instructions given by the police.

Robberies (and loss of articles) on campus must also be reported to the Student Affairs Section office of your school.

If you are robbed of (or lose) credit cards, bankbooks or cash cards, you must immediately report the loss to the banks and credit card companies to close your accounts, in addition to reporting to the police.

1) 盗難に遭ったとき

学外で盗難(犯罪)に遭ったときは、すぐに110番連絡をして、警察の指示に従ってください。

学内での盗難(紛失)のときは、学生支援課の担当部署(9148)に連絡してください。

クレジットカード、銀行の通帳、キャッシュカードを盗まれた(紛失した)時には、すぐに銀行に連絡して口座をストップしてもらう必要があります。同時に警察にも届け出てください。



2) Traffic Accident

A number of students are involved in traffic accidents, including bicycles and pedestrians struck by cars. Be alert when walking or driving to avoid traffic accidents. If you encounter a traffic accident and anyone is injured, you must first call 119 to ask for an ambulance.

And then, call 110 to report the accident to the police. If you are one of the parties involved in the accident, you should ask and write down the name, place of work, telephone number, license plate number and insurance status of the other parties. Also get the names and telephone numbers of any persons who witnessed the accident. When the police arrive at the scene, follow their instructions.

Note that national health insurance does not cover medical costs incurred in connection with traffic accidents. Those medical costs are reimbursed at a later date from the voluntary insurance maintained by the party found to be liable for the accident.

If any trouble later occurs relating to the accident, contact the Traffic Accident Consultation Section of the Nara Prefecture Office.

2) 交通事故

自転車や歩行者と車の接触事故などが頻繁に起こっていますので、十分注意してください。もし、けが人が出たときは、直ちに119番に連絡して救急車を呼びます。

110番で警察にも連絡し、場所や状況を知らせましょう。

その他、相手の氏名、勤務先、電話番号、事故を起こした車のナンバー、保険加入の有無を必ず確認してください。

できれば、目撃者の氏名、連絡先も聞いておきましょう。

警察が到着したら、警察官の指示に従ってください。

なお、交通事故による医療費については保険が適用されません。通常は加害者側の車に掛けられている任意保険から後日支払われます。もし、後でトラブルが生じたときは、奈良県庁の交通事故相談窓口にご相談ください。



3) Fire

Have a fire extinguisher in your home for first-aid fire fighting. It is very important to extinguish a fire at the very early stage, but if you cannot control the fire, evacuating the fire scene takes priority. Call 119 immediately and alert neighbors loudly about the fire.

3) 火事

住居には、初期消火のために必ず消火器を備えておいてください。ただし、消火に気を取られて逃げ道をふさがれないように気をつけてください。

不可能と判断したときは、すぐに119番に連絡してください。近所の人にも大声で火事を知らせてください。



4) Earthquake

Japan has many earthquakes. When a large earthquake occurs, it is very important not to panic, but to take appropriate actions calmly. Find out which is the nearest public evacuation site.

It is advisable to always keep a portable radio, flashlight and other emergency items ready at home, for use in the event of power failure.

- Fix tall or heavy furnishings to the wall to keep them from falling.
- As soon as tremors have ceased, turn off electric power and close gas cocks to prevent fire.
- Open doors and windows to maintain an evacuation route.
- Panic is the greatest danger. Stay calm, protect your head and evacuate calmly.
- Follow the advice of neighbors.

4)地震

日本は地震が多い国ですが、地震に遭ってもあわてず落ち着いて行動することが大切です。日頃から最寄りの避難場所をチェックしておきましょう。

携帯ラジオ、懐中電灯など備えておくと、停電の時に便利です。

- 家具を固定するなどして転倒防止をしておきましょう
- 電気、ガス器具をきちんと止めて、火災を防ぎましょう。
- 窓や戸を開けて出口を確保しましょう。
- パニックになることが一番危険です。頭を保護しながら落ち着いて避難してください。
- 近所の人アドバイスを聞いて行動してください。



5) Typhoon

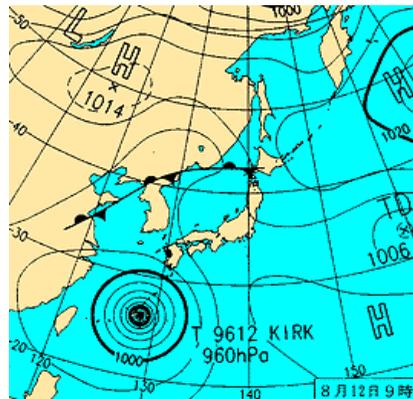
From July to September each year, Japan is struck by many typhoons that bring strong winds and heavy rain. In lowland areas or areas near water, houses are often flooded. Do not go near rivers, coasts or other water areas when your area is struck by a typhoon.

- Always keep a portable radio, flashlight and other emergency items ready at home for use in the event of power failure.
- Articles on your porch or veranda may be blown away by strong winds. Take them inside the house or fix them firmly in place.
- If a typhoon strikes your area, it is advisable to have drinking water handy in bottles or containers in case the city water service is affected by the typhoon.
- When your area is struck by a typhoon, it is best to stay at home. Watch or listen to weather reports on TV or radio, so that you can take appropriate action.

5) 台風

日本には、7月から9月にかけて、強風と大雨を伴う台風が到来します。土地の低い場所では床上浸水などの被害をもたらします。川、海などの水辺へは絶対に近づかないようにしましょう。

- 停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオを準備しておきましょう。
- ベランダなどに物が置いてあると飛ばされることもあるので、屋内にしまいか固定しておきましょう。
- 断水することもあるので、飲料水の確保をしておきましょう。
- むやみに外出せず、気象情報に注意して適切に行動しましょう。



学生支援課 Student Affairs Section
国際交流・留学生担当 TEL0742-27-9148

参考資料

国立大学法人奈良教育大学緊急事態等対策規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）において発生する様々な事象に伴う緊急事態等（以下「緊急事態等」という。）に、迅速かつ確に対処するための組織等を定めることにより、本学の教職員（非常勤を含む）、学生、生徒、児童及び園児（以下「本学関係者」という。）の安全確保を図ることを目的とする。

（対象）

第2条 前条の目的を達成するため、この規則に定める緊急事態等の対象となる事象は、次の各号に掲げるものとする。ただし、防災及び放射線障害予防に関する事項は別に定める。

- 一 本学の研究教育活動の遂行に重大な支障のある問題
- 二 学内関係者の安全に関わる重大な問題
- 三 本学の施設管理上の重大な問題
- 四 社会的影響の大きな問題
- 五 その他、前各号に相当するような事象であり、対処する必要があると考えられる問題

（責務）

第3条 学長は、本学における緊急事態等を統括する責任者であり、本学の緊急事態等に対処するための体制の充実に努めなければならない。

2 理事（総務担当及び教育担当）及び事務局長は、学長を補佐し、緊急事態等のための体制の充実に努めなければならない。

3 センター長、附属学校（園）長、課長等（以下「部局長等」という。）は、当該部局における緊急事態等の責任者であり、緊急事態等に対処するための充実に努めなければならない。（緊急事態等体制のための措置等）

第4条 学長、理事、部局長等（以下「学長等」という。）は、緊急事態等に関する資料の配布、研修の実施等により、全学における日常的な緊急事態等における体制の充実に努めるものとする。

2 学長等は、法令及び関係する学内規則等に従い、本学関係者及び近隣住民等が本学に起因する危機により災害等をこうむることのないよう、常に配慮しなければならない。

3 学長等は、緊急事態等に当たり、学内関係者及び関係機関等に対する必要な広報、情報提供等に努めるものとする。

（対策会議）

第5条 学長は、非常事態等の対処のために必要と判断する場合は、速やかに緊急事態等対策会議（以下「対策会議」という。）を招集するものとする。

2 対策会議の構成員は、次のとおりとする。

- 一 学長
- 二 理事(総務担当)
- 三 理事(教育担当)
- 四 事務局長
- 五 附属学校(園)長
- 六 保健センター長
- 七 センター長(保健センター長を除く)
- 八 総務課長
- 九 附属学校(園)副校(園)長
- 十 課長(総務課長は除く)
- 十一 学長が指名する者

3 第2項第五号、第六号、第七号、第九号、第十号、第十一号の委員は、必要に応じ召集する。

4 対策会議は、災害対策等のための対処の終結をもって解散する。

(対策本部)

第6条 学長は、対策会議において非常事態等の対処のために必要と判断した場合は、速やかに緊急事態等対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 対策本部の編成基準及び任務は、別表第1に定めるところによる。

3 学長の指揮の下に、迅速に緊急事態等に対処しなければならない。

4 対策本部は、その事案処理に当たり、本学の学内規則等により必要とされる手続を省略することができる。

5 対策本部は、災害対策等のための対処の終結をもって解散する。

(現地対策室)

第7条 学長は、対策本部会議において非常事態対応等の対処のために必要と判断した場合は、速やかに現地対策室を設置するものとする。

2 現地対策室の構成員は、学長が必要に応じ召集する。

3 現地対策室は、対策本部と連絡を密にするものとする。

4 現地対策室は、災害対策等のための対処の終結をもって解散する。

(事件事故等調査委員会)

第8条 学長は、対策本部会議において非常事態等の原因究明等のために必要と判断した場合は、速やかに事件事故等調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するものとする。

2 調査委員会の構成員は、学長が必要に応じ召集する。

3 調査委員会は、速やかに非常事態等の原因等を学長に報告するものとする。

(学長不在)

第9条 学長が外国出張等により不在の場合又は緊急度の程度により、学長があらかじめ指名する理事が、緊急事態等に当たるものとする。

(危機に関する通報等)

第10条 学内関係者は、緊急に対処すべき事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、対策本部会議構成員に通報しなければならない。

2 対策本部会議構成員は、前号の通報を受け又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちに学長等に連絡するとともに、当該危機の状況を確認し、学長等と対処方針を協議しなければならない。

(部局における危機への対処等)

第11条 部局長等は、当該部局のみに係る危機であって当該部局限りで対処することが適切と判断する事象については、その内容、対処方針、対処状況等を学長等に報告し、了解を得るものとする。この場合において、学長等は部局長等の判断にかかわらず対策本部を設置し、全学的に対処することができる。

2 部局長等は、当該部局のみに係る危機事象であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、学長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。

参考資料 国立大学法人奈良教育大学防災規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、火災、地震その他異常な自然現象により生ずる被害（以下「災害」という。）が発生することが予想される場合又は発生した場合において、その災害を未然に防止し、又は災害を最小限度にとどめるため、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）における、防災の組織及び訓練等について必要な事項を定め、教職員、学生、生徒、児童、幼児その他本学の委託業務等に従事する者（以下「職員等」という。）の生命及び身体の安全を図るとともに、教育研究施設を災害から守ることを目的とする。

（学長・部局長等の責務及び職員等の協力）

第4条 学長は、本学の防災管理に関する業務を総括する。

2 事務局長は、学長を補佐する。

3 事務局長は、本学の防災管理に関する事務を総括する。

4 部局長等は、当該部局等の防災管理に関する業務を総括する。

5 職員等は、災害を未然に防止し、及び災害発生時において、その災害を最小限度にとどめるため、相互に協力して事態に対処する。

（防災管理組織）

第6条 部局長等は、消防法第8条第1項の規定に基づき防火管理者1人を置くものとする。ただし、特別の事情がある場合は、防火管理者を2人以上置くことができる。

2 部局長等は、防火管理者を補佐し、日常における防火管理の徹底を期すため、防火責任者を置くものとする。

3 部局長等は、防火責任者の業務を補佐させるため、火元責任者を置くものとする。

4 部局長等は、建築設備、火気設備、電気設備及び危険物関係（以下「設備等」という。）の点検整備を定期的を実施するため、点検整備員を置くものとする。

（防火管理者）

第7条 防火管理者は、課長及びセンター長（以下「課長等」という。）で、かつ消防法施行令第3条に規定する資格を有するものの中から部局長が指名する者をもって充てる。ただしこれによりがたい事由がある場合は、課長等に準ずる者で、当該資格を有する者をもって充てることができる。

2 部局等のうち、学生宿舎の防火管理者は、学生支援課に所属する職員を、附属学校（園）の防火管理者は、附属学校（園）に所属する当該部局の職員を、自然環境教育センターの防火管理者は、自然環境教育センターに所属する職員で、前項で規定する資格を有するものの中から部局長の指名する者をもって充てる。

3 防火管理者は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- 一 消防計画の作成に関すること。
- 二 災害発生時の緊急連絡方法の作成に関すること。
- 三 防災訓練の実施に関すること。
- 四 消防用設備の点検整備に関すること。
- 五 火気及び発火性又は引火性物品の使用並びに取扱いについての監督に関すること。
- 六 所轄消防署への報告、届出及び連絡に関すること。
- 七 その他防災管理上必要な事項に関すること。

(総括防火管理者)

第8条 本学に総括防火管理者を置き、事務局等防火管理者をもって充てる。

2 総括防火管理者は、大学全体の消防計画の作成及び災害発生時の緊急連絡方法の作成並びに所轄消防署への報告、届出及び連絡を総括して行うものとする。

(防火責任者)

第9条 防火責任者は、国立大学法人奈良教育大学固定資産管理規則(以下「固定資産規則」という。)第7条に規定する資産管理責任者をもって充てる。

2 防火責任者は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- 一 消防計画を職員等に周知すること。
- 二 各室の出入口又は適当な箇所に、火元責任者の氏名を表示すること。
- 三 あらかじめ非常持出品を指定し、これを表示しておくとともに、災害時における搬出順序等を関係職員等に指示しておくこと。
- 四 その他防災管理上必要な措置をとること。

(火元責任者)

第10条 火元責任者は、固定資産管理規則第8条に規定する使用責任者をもって充てる。

2 火元責任者は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- 一 災害予防上の注意事項を職員等に周知すること。
- 二 火気周辺の整理整頓状況並びに電気及びガス等の点検をすること。
- 三 常に消火器等の有効保持に留意し、その使用方法を職員等に周知すること。
- 四 その他火気取締り上必要な措置をとること。

(火災予防等の遵守事項)

第15条 火災予防並びに火災発生時及び地震時の避難を容易にするため、職員等は、次に掲げる事項を遵守しな

ければならない。

- 一 火気使用設備器具は、使用前及び使用後は必ず点検し安全を確認すること。
- 二 火気使用設備器具の周囲は常に整理整頓し、消火用水又は消火器を用意しておくこと。
- 三 避難口、廊下及び階段には、避難上障害となる物品等を置かないこと。
- 四 廊下及び階段は、避難時につまずき又はすべり等を生じないような状態に常に維持しておくこと。

(非常災害対策本部の設置)

第20条 学長は、大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)に基づく警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合には、災害に対処するため非常災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

- 2 対策本部の編成基準及び任務は、別表3に定めるところによる。
- 3 学長は、対策本部長となり災害対策上必要がある場合には、直ちに対策本部の構成員を招集するものとする。
- 4 構成員は、直ちに参集するよう努めるものとする。
- 5 対策本部長は、災害対策に必要な情報収集並びに伝達、指示及び命令等の措置を講じるものとする。
- 6 対策本部長は、危険物等を保管している施設に災害が発生した場合は、その施設を管理している者等と密接な連携のもと、職員等に対して危険物等からの安全を確保するため措置を講じるものとする。

(自衛防災隊)

第21条 部局長等は、災害による被害を最小限度にとどめるため、自衛防災隊を設置するものとする。

- 2 自衛防災隊の編成基準及び任務は、別表4に定めるところによる。

(自衛防災隊の出動)

第22条 部局長等は、災害発生時の状況を判断して自衛防災隊の出動を命じ、事態に迅速に対処するものとする。

- 2 自衛防災隊の構成員は、大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合には、直ちに参集するよう努めるものとする。
- 3 部局長等は、他の部局等に災害が発生した場合において、当該部局長等から要請があつたとき、又は災害が発生した部局等の自衛防災隊のみでは職員等に対する安全を確保することが困難であると自らが判断した場合は、自衛防災隊に出動を命じることができる。
- 4 自衛防災隊は、非常災害対策本部が設置された場合は対策本部長の命令により出動するものとする。

(職員等の災害発生時の対応)

第24条 職員等は、災害を発見した場合は、直ちに消防署又は守衛所に災害現場を明瞭に通報するとともに、災害の拡大防止に必要な措置を講じ、火災が発生した場合はできる限り消火器等により初期消火活動に努めるものとする。

(警備員の災害発生時の対応)

第25条 警備員は、災害発見者から災害の通報を受けた場合は、直ちに災害発生時の緊急連絡方法に基づき消防署等に連絡し、災害現場に急行して災害の拡大防止に必要な措置を講じるとともに、警備等の活動に当たり、各門

の警戒を厳しくし、消防署員が到着した場合は、速やかにその誘導に当たるものとする。

2 前項の場合において、警備員は、必要に応じ次に掲げる者以外の者の出入りを禁止するものとする。

- 一 本学の職員
- 二 消防署員及び警察官
- 三 その他消防活動上必要と認められる者

(震災予防措置)

第26条 防火管理者は、地震の災害(以下「震災」という。)を予防するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 建築物、避難通路及び消防用設備に対する安全性の確保
- 二 火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置の作動状況の確認
- 三 室内等の棚、ロッカー等の転倒防止措置
- 四 危険物の転倒、落下防止措置及び混触発火防止措置

(警戒宣言発令時の対策)

第27条 大震法に基づく警戒宣言発令時の対策は、次によるものとする。

- 一 判定会招集情報又は警戒宣言が発せられた旨の情報を知った者は、直ちに学長に報告するものとする。
- 二 自衛防災隊の隊長は、対策本部長等の命令に基づき職員等に指示し、誘導、案内をするものとする。
- 三 防火管理者は、棚、ロッカー等の転倒防止装置、窓ガラス等の破損防止措置が適正に講じられているか点検し、火気設備機器の安全確認を行うとともに、消火器等の増強を行うものとする。
- 四 点検整備員は、各係の任務分担により再点検を実施するものとする。

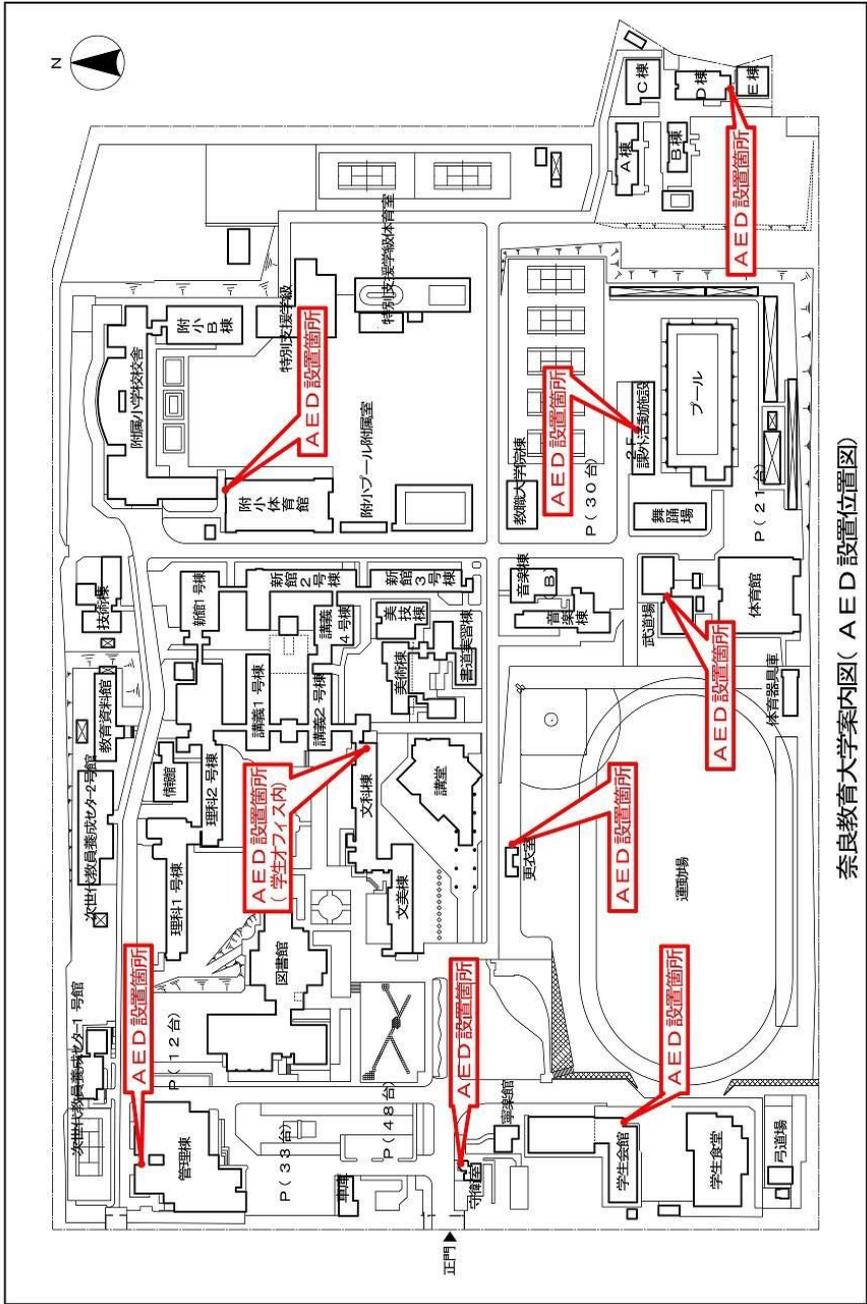
(避難場所)

第28条 職員等の安全を図るため、あらかじめ本学グラウンド及び広場等を避難場所として指定しておくものとする。

(地震発生時の行動)

第29条 職員等は、地震が発生した場合は、次の行動をとるものとする。

- 一 落下物から身を守るとともに火気設備機器の安全確認を行い、出入口を確保するものとする。
- 二 建物外への避難は、周囲の安全を確認のうえ行うものとする。ただし、部局長から指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 三 避難行動は、デマに惑わされることなく、ラジオ等の正確な情報により行うものとする。
- 四 対策本部等が設置された場合は、対策本部長等の指示に従うものとする。



奈良教育大学案内図(AED設置位置図)

緊急連絡先 (0742-27-0000)

8時30分～17時15分（平日）

総務課	9106	全般
（附属学校担当）	9275	附属学校園
財務課	9112	火災
施設課	9118	火災
学生支援課	9130	学生
（国際交流・留学生担当）	9148	留学生
保健センター	9138	けが、病気

全日

守衛室	9116	全般
-----	------	----